

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

警察本部警務部の所掌事務として、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。